

健発0708第9号
令和元年7月8日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

非感染性疾患対策に資する循環器病の診療情報の活用の在り方について

非感染性疾患の一つである循環器病は、悪性新生物（がん）に次ぐ我が国の主要な死亡原因であり、介護が必要となる主な原因のひとつであるとともに、医科診療医療費に占める割合が最も高く、社会的な影響が大きい疾患群である。

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」が平成30年（2018年）12月に成立し、基本的施策の一つとして、情報の収集提供体制の整備等が挙げられている。このような中、平成31年（2019年）1月より「非感染性疾患対策に資する循環器病の診療情報の活用の在り方に関する検討会」を開催し、非感染性疾患対策に資する循環器病の診療情報の活用の在り方について、別添のとおり報告書に取りまとめたところである。今後、本報告書を踏まえ、循環器病の診療情報の収集・活用の取組を推進する。

貴職におかれては、本報告書について十分に内容を御了知の上、貴管内の市区町村、急性期の循環器病診療を担う医療機関等に対して情報提供頂くようご配慮をお願いする。